

資料1 デジタルCCF公開会合(2/17) コメントリスト(要対応)

分類: ①ATENAの位置付けについて、②ATENAのプロセス管理について、③ATENAの力量及び独立性(第三者性)、④ATENAの手順書整備と教育及び訓練の実施に係る確認について
⑤ATENAの工事・検査完了確認について、⑥ATENAのPDCAサイクルについて、⑦許認可対象設備への波及的影響防止について、⑧多様化設備の故障時の措置について

| No. | 発言者 | 分類 | コメント内容 | 回答内容(会合時) |
|-----|--------|--------|---|---|
| 1 | 森下審議官 | ④ ⑥ | ATENAの要件整合確認の範囲から「手順書の整備と教育及び訓練の実施」が外れているが、NRAが規制の中でやるとなったら検査で見るところであるのとは同等とは言えないが、そういう理解でよいのか。ここが確認の対象に入らなければ、回路は悪影響防止が図られていたとしても、手動操作が入るとヒューマンエラー防止の観点が必要となるが、 <u>そういうところのPDCAというのは手順書を作って訓練してみ初めて出てくる</u> ものなので、そこが回らなくなるのではと危惧している。 | ATENAの要件整合確認で確認すべきではないかという点については、コメントとして持ち帰り再検討する。 |
| 2 | 森下審議官 | ⑥ | 是非お願いしたい。現場レベルでの事業者の改善は、このままでもできているが、 <u>技術要件書レベルに反映すべきものが拾えなくなるのではないかの観点から、そうならない仕組みを作っていただきたい。</u> | PDCAについては、事業者ベースだけではなく、ATENAも含めた産業界全体でのループを回すとの趣旨と理解したので、その趣旨を踏まえて検討させていただく。 |
| 3 | 森下審議官 | ② | <u>検査であれば、事業者側から時期についての申請がくるが、そういうルールがないのか。</u> なければ、そういうルール作りから検討すること。 | 現在、各プロセスについて半年に一度の進捗管理を行っている。その中で、工事・検査の時期については定検時期の変動もあり年度単位での管理となっていた。年度単位では、今回のようなことがスケジュール管理が不十分になってしまうことがあるので、今後は月単位での報告を受けること、スケジュールが変更になったときには直ちに連絡を受けるよう見直し、しっかり対応していく。 |
| 4 | 大島部長 | ② | 本件は、 <u>事業者が行うことに対してATENAが確認をしていくということが大切なプロセス</u> で、特にATENAのデュープロセスがしっかりしているのかが非常に重要であり、この工事が事業者自主でやっていけることの根幹に関わることだと思っている。 その中でスケジュールを十分把握できていなかったとスケジュールありきで言われるとまともに動くのか懸念を覚える。そのうえで、川内1号機側の事情があるのだと思うが、ATENAの方でまだ確認もできていない、 <u>要件整合確認結果の公開も半年後となると、結果とし工事が終わってしてからATENAが何を確認したのか公開されていくのでは、デュープロセスが機能しているとは思えない</u> ので、全体をしっかりと見直しをしてもらって、改めて説明すること。 また、本日受けた技術的な説明についても、ATENAの要件整合確認でしっかり確認したんだということが示されるべき。 | デュープロセスについては、運用をしっかり定めて事業者と同意して回していたが、検査や工事に関してATENAがどう関わっていくかについて、検討が不足していた。本日のコメントを踏まえてデュープロセスをしっかり定めてしっかり回していきたい。 |
| 5 | 村上課長補佐 | ⑤ | <u>工事・完了確認は何をするのか。</u> 例えば現場確認をするプロセスも入っているのか。 | 事業者から工事・検査の完了の報告を受け、それをATENAが公開していくことを考えていたが、先程からのご指摘の点も踏まえて、ATENAが何を確認するのかということを再考して、このプロセス自体を見直したいと思う。 |
| 6 | 村上課長補佐 | ① ③ | <u>ATENAが完了確認しないと、事業者は使用開始できなプロセスになっているのか、</u> ATENA側の体制や力量がどうなっているのか分からないので、合わせて説明していただきたい。 | ATENAの体制や力量も限られており、米国NEIを手本にした組織設計としていることもあり、ATENAは審査や検査は行わず確認を行っていくとしている。その確認がどのレベルの確認をするのかをしっかりと検討したうえでご説かせていただく。 |
| 7 | 村上課長補佐 | ⑦ | 資料P13の事業者自主検査の対象について、 <u>「3.5多様化設備への要求事故」が事業者検査の対象になっていない理由は。</u> 特に、安全保護回路への波及的影響防止を確実にやっていることが重要となるが、これをどうやって確認するのか。例えば <u>アイソレーションカード設置するのであれば、この信頼性や健全性の現場確認はしないのか。</u> | 要件整合確認の中で設計図書で確認しているが、実際にアイソレーションカードが実装されていることの確認など、使用前事業者検査の内容と同等かの観点で再検討する。 |

資料1 デジタルCCF公開会合 (2/17) コメントリスト (要対応)

分類： ①ATENAの位置付けについて、②ATENAのプロセス管理について、③ATENAの力量及び独立性（第三者性）、④ATENAの手順書整備と教育及び訓練の実施に係る確認について
⑤ATENAの工事・検査完了確認について、⑥ATENAのPDCAサイクルについて、⑦許認可対象設備への波及的影響防止について、⑧多様化設備の故障時の措置について

| | | | | |
|----|---------|---|--|---|
| 8 | 森下審議官 | ⑦ | アイソレーションカードが現場で付いているかは非常に重要で、自主設備で付けるものが工事や運用しているときに規制要求の設備に絶対に影響を与えないことが大事。その点が確保されていれば、自主設備自体の方は規制要求とは切り離して管理や作業ができることの担保にもなる。 カードがもしない状態で接続されて、規制要求設備に影響があったら根底に影響することなので、波及的影響防止については、しっかりと検討をお願いします。 | 現場での実装の確認方法を検討する。 |
| 9 | 森下審議官 | ⑦ | 事業者が確認するのは当然で、通常はNRAが見るところを、ATENAが第3者としてどう確認するかという点について念押しをしておく。 | ATENAが検査にどう関わるかは組織の根幹に関わることなので即答はできないが、ATENAの考えをまとめたくて、別途説明させていただく。 |
| 10 | 菊川管理官補佐 | ⑧ | 保安規定に該当するような運用規定をATENAとしてどう確認するのか。保安規定には設備が故障した場のLCO等が規定されているが、資料P23では 代替措置を検討するとなっている。3月末には検査が終わって使用が開始されるのに検討するような状況で大丈夫か。 | CCF事象が特定しづらい面もあり、技術的な面を詰めているところで検討中となっている。 |
| 11 | 菊川管理官補佐 | ⑧ | この多様化設備はデジタル全保護系にぶら下がる機器であるが、 故障しても運転は継続するのか。 | 運転を継続する方向で検討している。 |
| 12 | 上田企画調査官 | ③ | 事業者が実施する検査は使用前事業者検査と同等ということで体制も独立性があると思うが、 ATENAの要件整合確認では力量や独立性を担保しているのか。 | ATENAの要件整合確認では、確認チームを組んでやっている。力量は問題ないと思っているが、ATENAの組織設計上、第三者性はない。 |
| 13 | 上田企画調査官 | ⑦ | 波及的影響防止の現場検査については、これまでの使用前事業者検査でも基本設計方針検査の位置付けで事業者は確認している と思うので、検査から外す理由はないと思う。ATENAが検査にどう関与すると合わせて検討すること。 | 技術要件書が基本設計方針に相当すると考えているので、技術要件書に基づく基本設計方針検査を検討する。 |
| 14 | 上田企画調査官 | ③ | 要件整合確認における 独立性には色々な形やグレードがあると思っている。危惧しているのは、直接基本設計に携わった方やその部門の方が、自分が設計したところをレビューする形になっていないか。そこは最低ラインだと思っている。 | ATENAは、事業者とメーカーで構成されているが、かたや事業者からは独立した組織でもあり、第3者というより第1者に近い組織形態となっている。自主対策に対してATENAがどういった立ち位置でしっかりと事業者がやっていることを確認するか大きな宿題をいただいたと認識しており、ATENA内で検討していかなければならないと思っている。 |
| 15 | 森下審議官 | ③ | 今後もこの設備に限らず、自主対策が広がっていくこととの関連性においても、 第3者性については、どういう考え方でやっているのかATENAできちんと整理しておくべき。第3者性とはいっても色々なやり方があるので、ATENAでは組織の実情に応じてどうやるのか、きちんと説明できるようにしておいていただきたい。 | |
| 16 | 大島部長 | ① | 事業者の自主的な対応ということで進めてもらっている。事業者がやっているところは通常の許認可の流れの使用前事業者検査と同等というところはやっていただけているとの印象はある。一方で、ATENAがどういう位置付けで本件に関わっていくのかについては、方少しははっきりさせていただく方がNRAもより内容を確認できる。 | ご指摘いただきました通りATENAの方で少しまとめさせていただきたいと思う。 |
| 17 | 大島部長 | — | 九州電力の川内は定検中に工事をやらなければいけないだろうから、本日のコメントについてはATENAの方で早急に検討して、準備が整えばもう一度会合を開きたいと思う。 | — |